

多面的機能支払制度の取組状況等
について

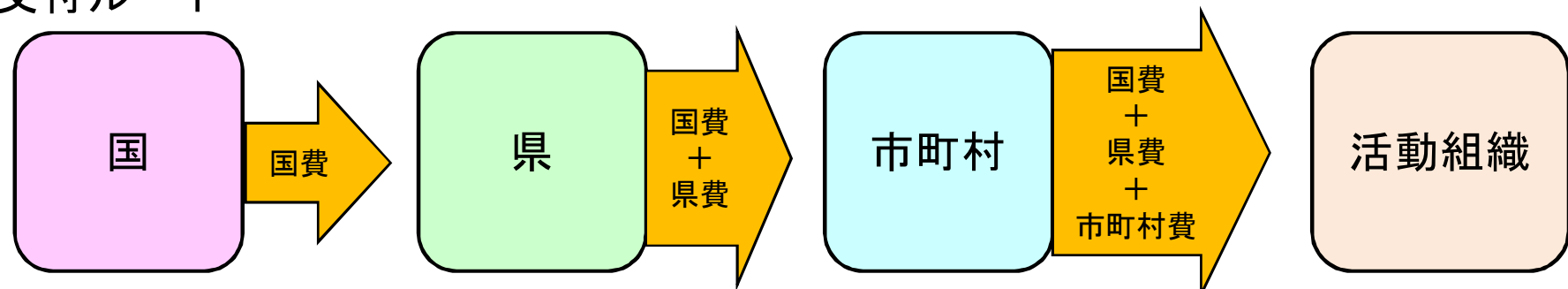
平成28年2月25日

1. 多面的機能支払交付金について

制度の概要

区分		支援対象組織	主な支援対象活動	交付対象農用地	10a当たり交付単価	備考
農地維持支払		農業者等で構成する組織	・草刈り、水路の泥上げ等	農振農用地 ＋ 市町村が必要と認める農地	田：3,000円 畑：2,000円 草地：250円	
資源向上支払	共同活動	農業者及びその他の者で構成する組織	・水路、農道等の軽微な補修 ・景観形成活動 ・防災の強化 等	農振農用地のみ	田：2,400円 畑：1,440円 草地：240円	※以下の場合、交付単価は75% ・5年以上継続している組織 ・共同活動と施設の長寿命化と一緒に取り組む組織
	施設の長寿命化	農業者及びその他の者で構成する組織	・水路等の補修、更新	農振農用地のみ	田：4,400円 畑：2,000円 草地：400円	

交付金交付ルート



2. 農地維持支払の取組状況

富山県目標値

○農地維持支払

平成33年度に、農業振興地域内集落数の9割の1, 800集落が取り組むことを目標とする。

富山県の平成27年度の農地維持支払取組状況（見込み）

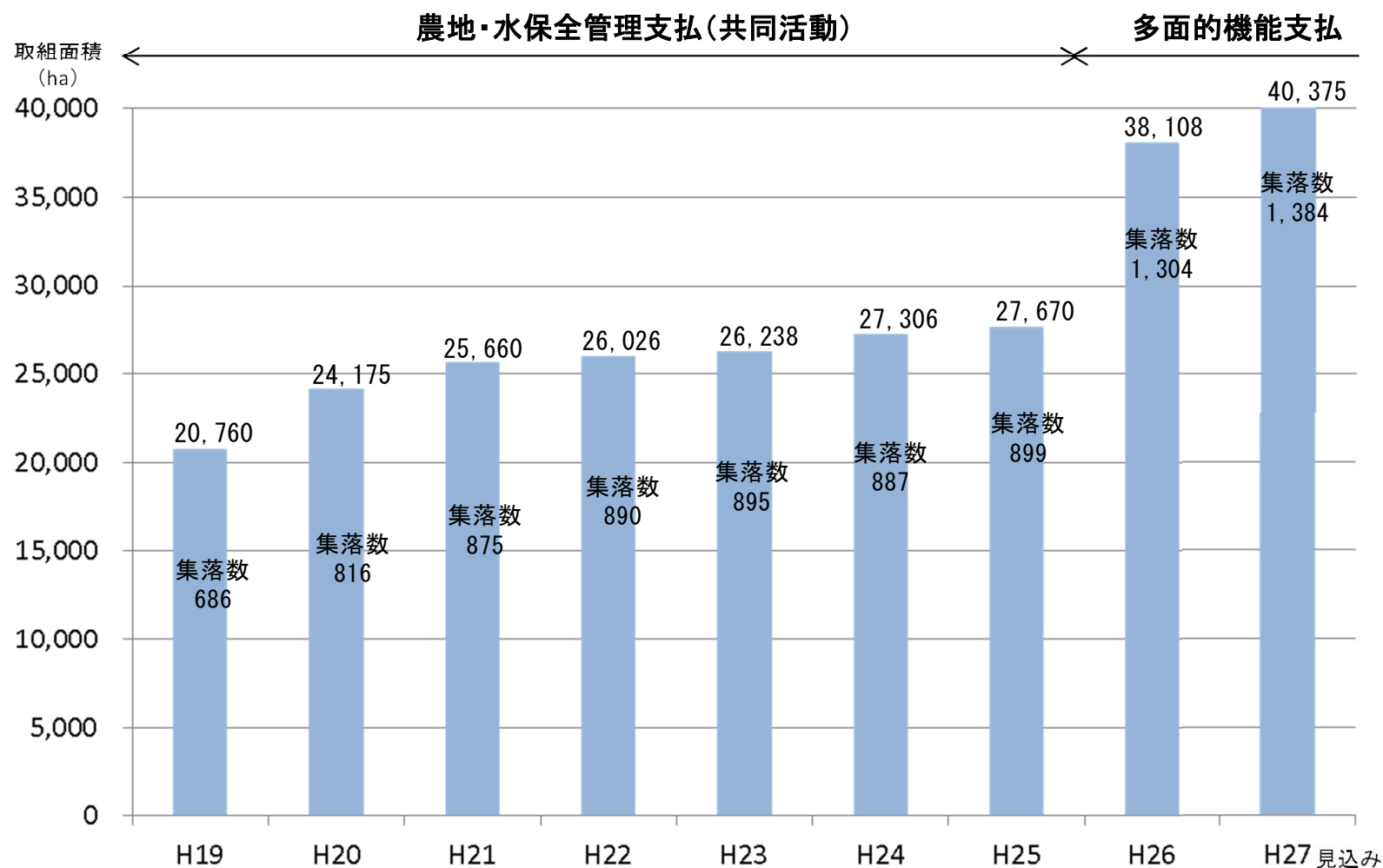
○取組集落 : 1, 384集落（H26年度1, 304集落）

○取組面積 : 40, 375ha, 取組率72%
（平成26年度 38, 108ha、取組率68%）

H26全国平均47%、本県の取組率は全国第4位

3. 農地維持支払の県内の取組状況の推移

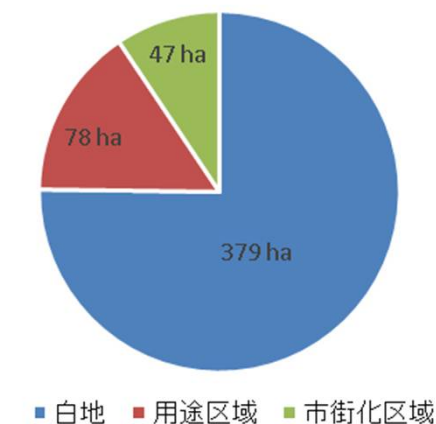
- ・平成27年度の実績は、前年度比で、約6%増加しており、着実に取組は拡大している。
- ・地目別に見ると取組面積の98%を田が占めている。
- ・農振農用地以外の農地においても取組が行われている。



(H28. 1月末時点)

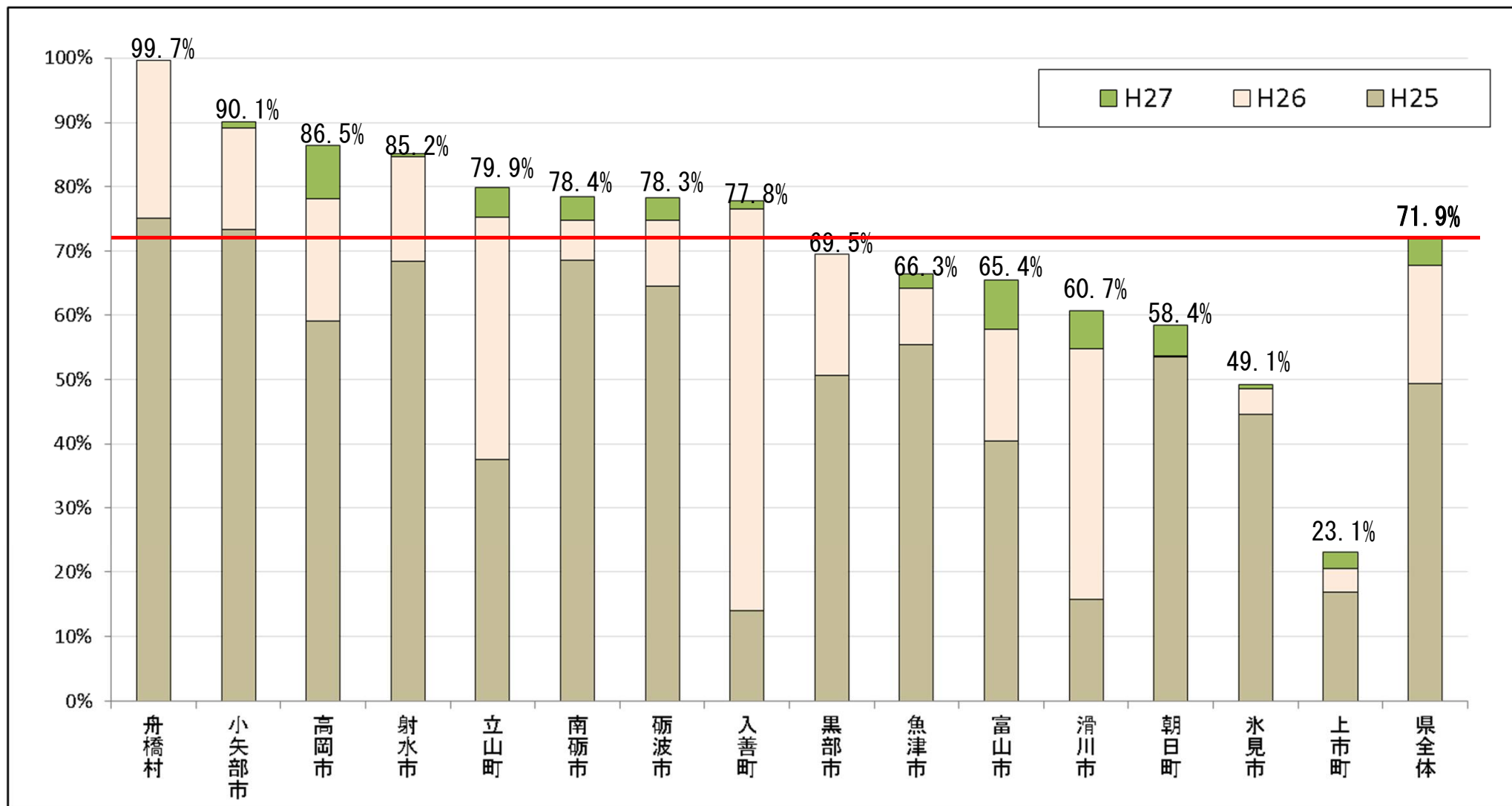


農振農用地以外での取組



4. 市町村別の農地維持支払の取組状況

- ・平成26年度から平成27年度にかけて、最も取組率を伸ばしたのは高岡市(約8%上昇)。
- ・上市町、氷見市ではあまり取組が拡大していない。



①農地維持支払の取組み

農業者等で構成される活動組織で行う、水路の泥上げや農道の草刈等の地域資源の基礎的保全活動等を支援する。

1, 384集落（996組織）で取組中

【交付単価】 田3,000円/10a、畑2,000円/10a、草地250円/10a



草刈



水路の泥上げ

②資源向上支払(共同活動)の取組み

地域住民を含む活動組織が行う、農道・水路等の軽微な補修や幅広い農村環境保全活動等を支援する。

1, 172集落(853組織)で取組中

【交付単価】 田2,400円/10a、畑1,440円/10a、草地240円/10a



植栽による景観形成



生き物調査

③資源向上支払（施設の長寿命化）の取組み

平成23年度から、老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動に対し支援する。

167集落（135組織）で取組中

【交付単価】 田4,400円/10a、畑2,000円/10a、草地400円/10a



水路の補修・更新

5. 取組事例 ー 1

「塚越環境保全推進委員会」(射水市)

平成27年度元気とやまむらづくり推進大会
で知事賞受賞

○農地面積50.1ha

○農業者 66名

自治会、子供会

○不在村者が地主である農地が耕作放棄地となる恐れがあったため、集落全体で危機感を共有し、当該取組により農地の保全管理(草刈り)を行っている。
○雑草対策として児童クラブと連携して景観植物の植栽による景観形成に取り組むほか、農業・農村の持つ多面的機能の広報を発行して諸活動の普及・啓蒙を行っている。

・地域ぐるみで不在地主の農地の保全管理を実施



・児童クラブと連携した景観形成活動を実施



5. 取組事例 ー2

「安川地区環境保全推進協議会」(砺波市) 平成27年度元気とやまむらづくり推進大会 で知事賞受賞

○農地面積88.4ha ○農業者 59名 自治会、女性会、土地改良区

○農家よりも非農家が圧倒的に多い集落で、「守ろう自然、広げよう環境意識」をスローガンに掲げて活動し、住民のコミュニケーションを図っている。
○地元の子ども達を対象としたホタルの住む環境づくりや生き物調査、学習会の開催のほか、広報誌「安川環境保全だより」を発行して諸活動の普及・啓発に努めている

・地域共同で農業用水貯水施設の泥上げを実施



・児童クラブと連携した環境学習活動を実施



6. 平成28年度の取組方針

1. 平成28年度に、国の第三者委員会における検討を踏まえ、多面的機能支払交付金の中間評価が行われる(次頁参照)。

⇒中間評価は、活動組織の自己評価に基づく市町村評価の報告も参考に、都道府県の第三者委員会で評価することとなっている。

国の第三者委員会は、都道府県の第三者委員会の評価結果も踏まえて、中間評価を行うこととしている。

今後、国から示される評価方法に基づき実施していく。

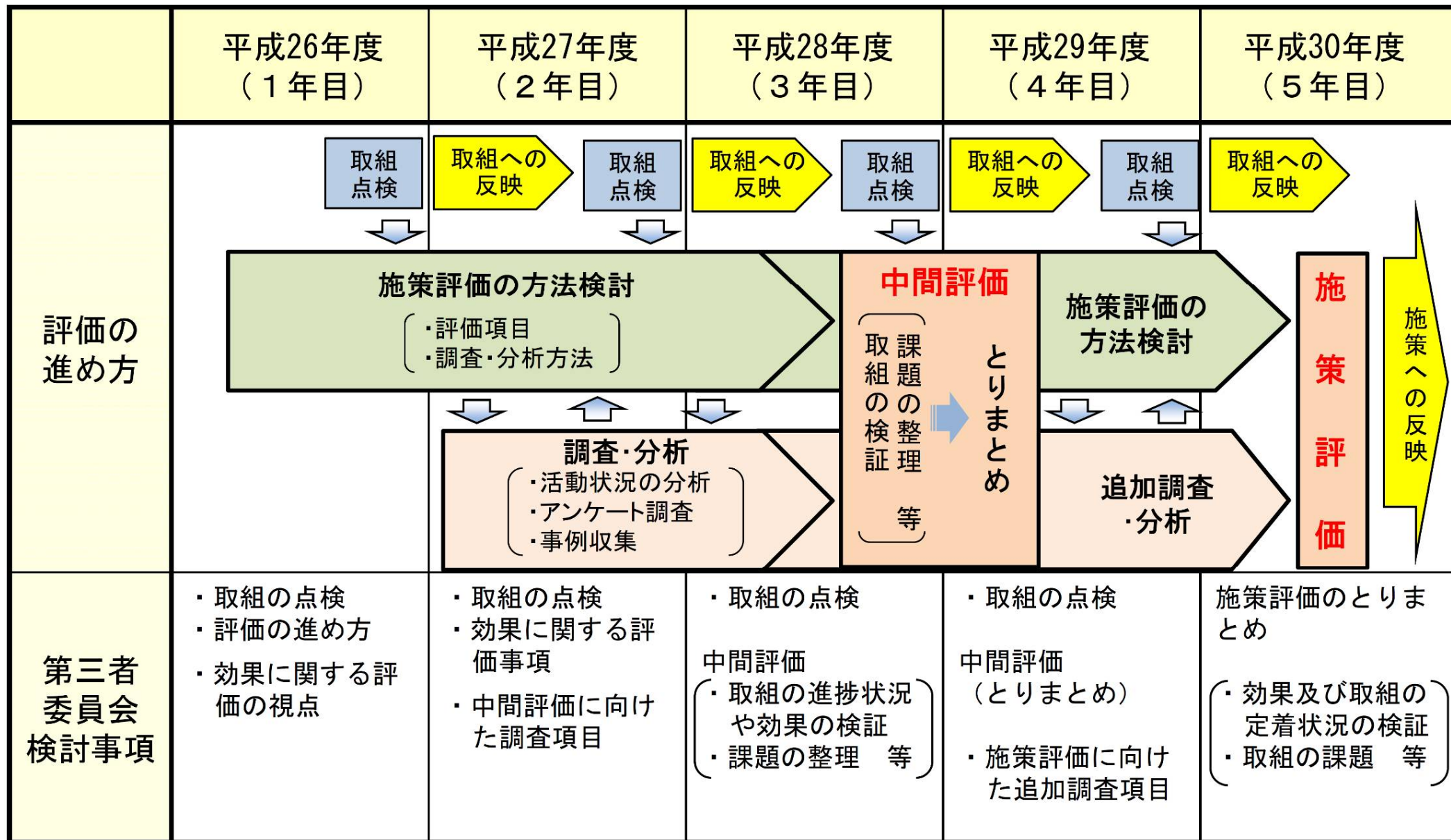
2. 国予算は平成26年度～28年度の3年連続同額となると考えられる。

(H26, H27国予算額 483億円、H28予算概算決定額483億円)

⇒全国的に要望が多いものの、県としては、国に対して予算の確保と十分な配分を働きかけるとともに、市町村等と連携しながら、取組み面積の拡大に努めていく。

【参考1】 施策評価の進め方

・多面的機能支払交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、第三者委員会における検討を踏まえ、3年目(平成28年度)に中間評価、5年目(平成30年度)に施策評価を実施。



【参考2】 評価の視点

・多面的機能支払交付金の効果については、以下の(1)～(5)の視点に基づき検証。

(1) 地域資源の保全管理

- ①農地の保全管理
- ②農業用施設の機能維持
- ③地域資源の保全管理体制の維持・強化

(2) 農村環境の保全・向上

(3) 農業用施設の機能増進

(4) 農村地域の活性化

(5) 構造改革の後押し等地域農業への貢献